

助産施設を利用する皆さんへ

～安心・安全なお産をしていただくために～



助産施設とは、経済的な理由により出産のための費用を負担できない妊産婦の方に利用していただける、お産のための施設です。

生活保護を受けておられるご家庭や、市県民税非課税世帯の妊産婦の方のお産やお産に伴う入院費用の一部を長浜市が負担します。

1. 対象となる方

- ①生活保護を受けている世帯
- ②当該年度分（4～6月出産の方は前年度分）の市民税が非課税の世帯
- ③当該年度分（4～6月出産の方は前年度分）の市民税均等割のみ課税の世帯
- ④上記以外で、当該年度分（4～6月出産の方は前年度分）の市民税が課税されており、同住所者の所得割額が合計 19,000 円以下の世帯。

※上記③④に該当する方で、健康保険等から出産育児一時金等の出産に関する給付を 48 万 8 千円以上受け取ることができる方は利用できません。

2. 本人負担金について

- ・上記①に該当する方・・・・・・〇 円
 - ・上記②～④に該当する方・・・世帯の課税状況によって金額が異なります。
- ※出産前の費用など対象とならないものもありますので、自己負担額については、助産施設窓口にお問い合わせください。

※助産施設利用における本人負担金については、国の基準等の変更に伴い変更となる場合があります。

3. 助産施設入所申込について

助産施設の入所にあたっては、原則として出産予定日の30日前までに申込が必要です。指定施設以外はご利用いただけませんので、必ず事前にこども家庭支援課（家庭児童相談室）へご相談ください。

【入所申込に必要なもの】

- ・母子健康手帳等（氏名と出産予定日が確認できるもの）
- ・健康保険資格がわかるもの（生活保護受給中の方は受給証明書）
- ・申請者及び同居世帯の方の市民税額が確認できる書類
- ・障害者手帳の写し（世帯に手帳の交付を受けている方いる場合のみ）

4. 入所の決定について

必要な審査を行ったうえ、入所決定を行い通知します。なお、入所決定後に世帯状況の変更、住所変更、健康保険への加入・変更・脱退等により、申請内容に変更が生じた場合には、決定の変更を行う場合がありますので、速やかにお申し出ください。また、入所が適当と認められなくなった場合は入所決定を解除します。



【助産施設利用お申込み先】

長浜市役所 こども家庭支援課

家庭児童相談室

長浜市八幡東町632

TEL 0749-65-6544